(1)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(2)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
幌加内町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町・様似郡様似町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、勇払郡むかわ町・日高町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日高町・様似町（以上二町国有林）、むかわ町・日高町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩市・白老郡白老町・様似郡様似町（以上一市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日高町・様似町（以上二町国有林）、むかわ町・日高町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

○農林水産省環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月十八日

農林水産大臣　西川　公也
環境大臣　望月　義夫

承認番号　15－46M－0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ゾエティス・ジャパン株式会社 代表取締役社長　ホルヘ・ペレスマルチネス 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	*aroA* 遺伝子欠損鶏大腸菌EC3419株（ボールバック *E.coli*）（*Escherichia coli*）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	①　運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の運搬及び保管を含む。）
	②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第3項の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の2第2項に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年農林水産省令第75号）第7条に基づき作成する治験実施計画書に従った使用
	③　医薬品医療機器等法第14条第1項に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。）
	④　接種（鶏への接種）
	⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残さの廃棄
	⑥　⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄を伴う場合を含む。）
	⑦　①～⑥に付随する行為

○経済産業省告示第十七号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

（一）	外国登録検査機関の名称
（二）	変更前の事業所の名称及び所在地
（三）	変更後の事業所の名称及び所在地
（四）	変更年月日
	財団法人台湾電子検験中心
	財団法人台湾電子検験中心 台湾桃園県亀山郷楽善村文明路29巷8号
	財団法人台湾電子検験中心 台湾桃園市亀山区楽善里文明路29巷∞号
	平成二十六年十二月二十五日

○国土交通省告示第二百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　中日本高速道路株式会社
第2　事業の種類　高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事（海老名南ジャンクション（仮称）から伊勢原ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　神奈川県厚木市酒井字山傳、戸田字小柳、字上ノ町及び字沖、下津古久字横町、字並木、字鎌田、字柳町及び字下仲田
2　使用の部分　神奈川県厚木市戸田字小柳、字上ノ町及び字沖、下津古久字横町、字並木、字鎌田、字柳町及び字下仲田並びに上落合字六反地及び字前田地内
神奈川県伊勢原市下落合字宮ノ前及び字廣町、石田字下河内及び字扇田、見附島字木ノ元、字前田及び字長津田、歌川一丁目、下糟屋字四面塔、下糟屋、粟窪字四石田、字東窪、字林及び字林窪、東富岡字中島、字南三間、字千太窪、字園口場、字北三間、字東窪及び字西窪、西富岡字向畑並びに上粕屋字川上地内